

静岡県教育委員会組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月28日

静岡県教育委員会教育長 池上重弘

静岡県教育委員会規則第5号

静岡県教育委員会組織規則の一部を改正する規則

第1条 静岡県教育委員会組織規則（平成30年静岡県教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後																								
(職及び職制) 第6条 教育部に次の表の左欄に掲げる職を置き、その職にある者は、それぞれ上司の命を受けて同表の右欄に掲げる職務を行う。	(職及び職制) 第6条 教育部に次の表の左欄に掲げる職を置き、その職にある者は、それぞれ上司の命を受けて同表の右欄に掲げる職務を行う。																								
<table border="1"><thead><tr><th>職名</th><th>職務</th></tr></thead><tbody><tr><td>(略)</td><td></td></tr><tr><td>理事（政策管理担当）</td><td>(1) (略) (2) <u>教育部の所掌事務（教育総務課、教育政策課、教育DX推進課、財務課、教育厚生課、教育施設課及び社会教育課の所掌事務に限る。）を統括し、所属職員を指揮監督する。</u></td></tr><tr><td>理事（新図書館担当）</td><td>(1) <u>教育行政事務に関する特定の重要事項を処理する。</u> (2) <u>教育部の所掌事務（新図書館整備課の所掌事務に限る。）を統括し、所属職員を指揮監督する。</u></td></tr><tr><td>(略)</td><td></td></tr><tr><td>参事（学校教育担当）</td><td>教育部の所掌事務（義務教育課、高校教育課、特別支援教育課及び健康体育課の所掌事務に限る。）<u>を統括し、所属職員を指揮監督する。</u></td></tr></tbody></table>	職名	職務	(略)		理事（政策管理担当）	(1) (略) (2) <u>教育部の所掌事務（教育総務課、教育政策課、教育DX推進課、財務課、教育厚生課、教育施設課及び社会教育課の所掌事務に限る。）を統括し、所属職員を指揮監督する。</u>	理事（新図書館担当）	(1) <u>教育行政事務に関する特定の重要事項を処理する。</u> (2) <u>教育部の所掌事務（新図書館整備課の所掌事務に限る。）を統括し、所属職員を指揮監督する。</u>	(略)		参事（学校教育担当）	教育部の所掌事務（義務教育課、高校教育課、特別支援教育課及び健康体育課の所掌事務に限る。） <u>を統括し、所属職員を指揮監督する。</u>	<table border="1"><thead><tr><th>職名</th><th>職務</th></tr></thead><tbody><tr><td>(略)</td><td></td></tr><tr><td>理事（総括・新図書館担当）</td><td>(1) (略) (2) <u>教育行政事務に関する特定の重要事項（新図書館整備）を処理する。</u></td></tr><tr><td>理事（こども政策連携担当）</td><td><u>こども政策のうち、教育に関する特定の重要事項を調整する。</u></td></tr><tr><td>(略)</td><td></td></tr><tr><td>参事（学校教育担当）</td><td>教育部の所掌事務（義務教育課、高校教育課、特別支援教育課及び健康体育課の所掌事務に限る。）<u>について所属職員を指揮監督する。</u></td></tr></tbody></table>	職名	職務	(略)		理事（総括・新図書館担当）	(1) (略) (2) <u>教育行政事務に関する特定の重要事項（新図書館整備）を処理する。</u>	理事（こども政策連携担当）	<u>こども政策のうち、教育に関する特定の重要事項を調整する。</u>	(略)		参事（学校教育担当）	教育部の所掌事務（義務教育課、高校教育課、特別支援教育課及び健康体育課の所掌事務に限る。） <u>について所属職員を指揮監督する。</u>
職名	職務																								
(略)																									
理事（政策管理担当）	(1) (略) (2) <u>教育部の所掌事務（教育総務課、教育政策課、教育DX推進課、財務課、教育厚生課、教育施設課及び社会教育課の所掌事務に限る。）を統括し、所属職員を指揮監督する。</u>																								
理事（新図書館担当）	(1) <u>教育行政事務に関する特定の重要事項を処理する。</u> (2) <u>教育部の所掌事務（新図書館整備課の所掌事務に限る。）を統括し、所属職員を指揮監督する。</u>																								
(略)																									
参事（学校教育担当）	教育部の所掌事務（義務教育課、高校教育課、特別支援教育課及び健康体育課の所掌事務に限る。） <u>を統括し、所属職員を指揮監督する。</u>																								
職名	職務																								
(略)																									
理事（総括・新図書館担当）	(1) (略) (2) <u>教育行政事務に関する特定の重要事項（新図書館整備）を処理する。</u>																								
理事（こども政策連携担当）	<u>こども政策のうち、教育に関する特定の重要事項を調整する。</u>																								
(略)																									
参事（学校教育担当）	教育部の所掌事務（義務教育課、高校教育課、特別支援教育課及び健康体育課の所掌事務に限る。） <u>について所属職員を指揮監督する。</u>																								

(略)

2 (略)
(位置及び組織)

第7条 (略)

2 本庁に次の表の左欄に掲げる課を置き、それぞれの課に、同表の右欄に掲げる班を置く。

課名	班名
(略)	
教育施設課	管理・助成班 企画班 施設整備班 施設保全班
(略)	

3 前項に規定するもののほか、次の表の左欄に掲げる課に同表の中欄に掲げる室を附置し、それぞれの室に、同表の右欄に掲げる班を置く。

課名	室名	班名
義務教育課	幼児教育推進室	幼児教育推進班

(所掌事務)

第8条 前条第2項に規定する課の所掌事務は、次の表の左欄に掲げる課の区分に応じ、それぞれ右欄に掲げるとおりとする。

課名	所掌事務
(略)	
義務教育課	(1) 小学校、中学校、義務教育学校及び幼稚園の設置及び廃止（高校教育課の所掌に属するものを除く。）に関すること。 (2)～(19) (略) (20) 幼児期の教育の振興に関する施策の企画、立案及び調整に関すること。 (21) 幼稚園の教育職員の研修に関すること。 (22) 幼稚園の教育課程及び園児の指

(略)	
参与	部の重要事項に関する特定事項を処理する。

2 (略)
(位置及び組織)

第7条 (略)

2 本庁に次の表の左欄に掲げる課を置き、それぞれの課に、同表の右欄に掲げる班を置く。

課名	班名
(略)	
教育施設課	市町支援班 企画班 資産経営班 保全班
(略)	

(所掌事務)

第8条 前条第2項に規定する課の所掌事務は、次の表の左欄に掲げる課の区分に応じ、それぞれ右欄に掲げるとおりとする。

課名	所掌事務
(略)	
義務教育課	(1) 小学校、中学校及び義務教育学校の設置及び廃止（高校教育課の所掌に属するものを除く。）に関すること。 (2)～(19) (略) (20) 小学校教育と幼児期の教育との接続に関すること。

	<u>導に関すること。</u>
	<u>(23) 幼稚園の運営に関すること。</u>
	<u>(24) 幼稚園の特別支援教育に関する</u> <u>こと。</u>

(略)

社会教育課	(1)～(18) (略)
	<u>(19) 青少年対策本部に関すること。</u>
	<u>(20)・(21)</u>

(略)

2～5 (略)
(職及び職制)

第9条 (略)

2～4 (略)

5 (略)
(組織)

第11条 次の表の第1欄に掲げる現地機関に、同表の第2欄に掲げる部を置き、それぞれの機関又は部に、第3欄に掲げる課を置き、さらに、それぞれの機関又は課に、第4欄に掲げる班を置く。

現地機関名	部名	課名	班名
(略)			
静岡県総合教育センター		総務企画・ICT推進課	総務管理班 企画・ICT推進班 生涯学習推進班
	(略)		
(略)			

2 (略)
(所掌事務)

第12条 前条に規定する現地機関の課の所掌事務は、次の表の左欄に掲げる現地機関及び同表の中欄に掲げる課の区分に応じ、それぞれ右欄に

--	--

(略)

社会教育課	(1)～(18) (略)
	<u>(19)・(20) (略)</u>

(略)

2～5 (略)
(職及び職制)

第9条 (略)

2～4 (略)

5 教育厚生課に教育総務事務推進室長を置き、その職にある者は、上司の命を受けて、総務事務の集中化に関する重要事項を処理する。

6 (略)
(組織)

第11条 次の表の第1欄に掲げる現地機関に、同表の第2欄に掲げる部を置き、それぞれの機関又は部に、第3欄に掲げる課を置き、さらに、それぞれの機関又は課に、第4欄に掲げる班を置く。

現地機関名	部名	課名	班名
(略)			
静岡県総合教育センター		総務企画・ICT推進課	総務企画・ICT推進班 生涯学習推進班
	(略)		
(略)			

2 (略)
(所掌事務)

第12条 前条に規定する現地機関の課の所掌事務は、次の表の左欄に掲げる現地機関及び同表の中欄に掲げる課の区分に応じ、それぞれ右欄に

掲げるとおりとする。ただし、本庁の課の所掌に属するものを除くほか、静岡県総合教育センターにあっては、教育事務所の所掌に属するものを除く。

現地機関名	課名	所掌事務
(略)		
静岡県静岡教育事務所及び静岡県静岡西教育事務所	(略)	
	地域支援課	(1) 小学校、中学校、 <u>義務教育学校及び幼稚園</u> の設置及び廃止に関すること。 (2)～(4) (略) (5) 小学校、中学校、 <u>義務教育学校及び幼稚園</u> の教育課程、学習指導、生徒指導及び進路指導に関すること。 (6)～(15) (略) (16) 小学校、中学校、 <u>義務教育学校及び幼稚園</u> の研究指導に関すること。 (17) (略)
(略)		

(附属機関)

第15条 教育委員会の所管に属する附属機関の名称、担任事項及び主管課は、次の表のとおりである。

名称	担任事務	主管課
----	------	-----

掲げるとおりとする。ただし、本庁の課の所掌に属するものを除くほか、静岡県総合教育センターにあっては、教育事務所の所掌に属するものを除く。

現地機関名	課名	所掌事務
(略)		
静岡県静岡教育事務所及び静岡県静岡西教育事務所	(略)	
	地域支援課	(1) 小学校、中学校及び <u>義務教育学校</u> の設置及び廃止に関すること。 (2)～(4) (略) (5) 小学校、中学校及び <u>義務教育学校</u> の教育課程、学習指導、生徒指導及び進路指導に関すること。 (6)～(15) (略) (16) 小学校、中学校及び <u>義務教育学校</u> の研究指導に関すること。 (17) (略) (18) <u>小学校教育と幼児期の教育との接続</u> に関すること。
(略)		

(附属機関)

第15条 教育委員会の所管に属する附属機関の名称、担任事項及び主管課は、次の表のとおりである。

名称	担任事務	主管課
----	------	-----

(略)		
静岡県教科 用図書選定 審議会	(略)	義務教育 課
静岡県産業 教育審議会	(略)	
(略)		

(略)		
静岡県教科 用図書選定 審議会	(略)	義務教育 課
<u>教育職員免 許状再授与 審査会</u>	<u>教育職員等による児 童生徒性暴力等の防 止等に関する法律 (令和3年法律第57 号)第2条第6項に 規定する特定免許状 失効者等の免許状の 再授与に関する事項 についての調査審議 に関する事務</u>	
静岡県産業 教育審議会	(略)	
(略)		

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

第2条 静岡県教育委員会組織規則の一部を次のように改正する。

改正前	改正後																
<p>(所掌事務)</p> <p>第8条 前条第2項に規定する課の所掌事務は、次の表の左欄に掲げる課の区分に応じ、それぞれ右欄に掲げるとおりとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>課名</th> <th>所掌事務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">(略)</td> </tr> <tr> <td>社会教育 課</td> <td>(1)～(16) (略) <u>(17) 静岡県青少年問題協議会に関すること。</u> (18)～(20)</td> </tr> <tr> <td colspan="2">(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>2～5 (略)</p> <p>(附属機関)</p> <p>第15条 教育委員会の所管に属する附属機関の名称、担任事項及び主管課は、次の表のとおりである。</p>	課名	所掌事務	(略)		社会教育 課	(1)～(16) (略) <u>(17) 静岡県青少年問題協議会に関すること。</u> (18)～(20)	(略)		<p>(所掌事務)</p> <p>第8条 前条第2項に規定する課の所掌事務は、次の表の左欄に掲げる課の区分に応じ、それぞれ右欄に掲げるとおりとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>課名</th> <th>所掌事務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">(略)</td> </tr> <tr> <td>社会教育 課</td> <td>(1)～(16) (略) <u>(17)～(19)</u></td> </tr> <tr> <td colspan="2">(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>2～5 (略)</p> <p>(附属機関)</p> <p>第15条 教育委員会の所管に属する附属機関の名称、担任事項及び主管課は、次の表のとおりである。</p>	課名	所掌事務	(略)		社会教育 課	(1)～(16) (略) <u>(17)～(19)</u>	(略)	
課名	所掌事務																
(略)																	
社会教育 課	(1)～(16) (略) <u>(17) 静岡県青少年問題協議会に関すること。</u> (18)～(20)																
(略)																	
課名	所掌事務																
(略)																	
社会教育 課	(1)～(16) (略) <u>(17)～(19)</u>																
(略)																	

名称	担当事務	主管課
(略)		
静岡県社会 教育委員	(略)	社会教育 課
静岡県青少 年問題協議 会	<u>青少年の指導、育 成、保護及び矯正に ついての総合的施策 の樹立に関する重要 事項の調査・審議に 関する事務</u>	
静岡県青少 年環境整備 審議会	(略)	

名称	担当事務	主管課
(略)		
静岡県社会 教育委員	(略)	社会教育 課
静岡県青少 年環境整備 審議会	(略)	

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この規則中、第1条の規定は令和7年4月1日から、第2条の規定は令和7年11月1日から施行する。